令和７年度「淀川河川公園枚方地区上流 手ぶらバーベキュー」

社会実験実施要領

１．実施の目的

　淀川河川公園では21地区でBBQを楽しむことができ、枚方地区の下流部では無料の

BBQ広場を開設し賑わいを創出している。

しかしながら、京阪電車枚方市駅からのアクセスも良い上流地区の活用が進んでいない。今後は、枚方市駅周辺の再開発と連携した淀川河川公園枚方地区上流部を含めた賑わいを創出することが求められている。

このことから、枚方地区上流部において新たな「手ぶらバーベキュー」を開催し、これら事業の実現性を検証し枚方地区、枚方市駅周辺の賑わい創出及び活性化を図ることを目的とする。

２．実施事業者の選定

淀川河川公園西中島地区 有料BBQエリアでの事業実績があり、別途、募集要領に基づく用件を満足すると共に取り組みの目的を理解の上、賛同する事業者の中から、企画提案書の内容を評価の上、1社を事務局が選定し実施事業者と認めるものとする。

〇事務局・・・事務局は淀川河川公園管理センター（一般財団法人 公園財団）守口サービスセンターにおく。

３．募集要領

　　別紙の通り

４．実施事業者の責務

　　１）感染症対策及び安全衛生面の徹底に努める。

２）日常の業務を通してエリア周辺の環境改善に協力する。

・周辺のゴミ清掃

　　　　・迷惑行為等の注意喚起

　　　　・利用者指導

　　３）公園利用者に対するサ－ビス向上や賑わい創出活動へ協力する。

・枚方地区への賑わい創出協力、イベント等の提案及び開催

・その他必要なイベントに協力する

　　４）BBQエリアの全ての運営（現地運営、現地受付、予約受付等）を行う

５）運営するにあたり使用する資機材については、毎日、すべて設置・撤去を行う。また、緊急時対応等、事務局からの指示に従う。

　　６）運営上で出たゴミについては、全て事業者が持ち帰り処分する。

　　７）事務局との営業契約（売上額の１０％支払）を締結、実施要領や４．1)～3）による記載活動へ協力する。

　　８）その他

　　　　・期間を通じてコンスタントに利用者サービスが提供出来るように運営を行う。

　　　　・事務局の指示により、本取組に関するお客様へのアンケート調査を実施する。

５．活動実施期間・時間

１）令和7年4月5日（土）～令和7年10月26日（日）の土日祝日

２）利用時間　・9時00分～16時30分

３）受付時間　・9時00分～15時00分

　　　　　　　　　※器材設置は駐車場開門時間からとし詳細については別途協議する。

６．実施事業者活動エリア：淀川河川公園 枚方地区（上流側駐車場横の芝生広場）

７．実施事業者の運用規定

　　①利用にあたっては、「４．実施事業者の責務」を全うすること。特に清掃活動や利用者指導等の日常業務を怠らないこと。

②利用にあたっては、利用者の予約データを事前に事務局へ報告すること。

④事務局より指定された箇所に駐車するものとする。

⑤一般利用者に配慮した活動とする。

⑥BBQ資材・食材等の搬入出は公園利用者に影響が出ないように実施する。

　　⑦利用にあたっては、日々の利用人数、テント張数、売上金額などの必要書類を事務局に提出する。

　　⑧キャンセルなどで利用者が来ない場合は速やかに設置物及び資材等を撤去する。

⑨一般利用者への利用に大きな影響があると判断される場合はエリア縮小の要請を行

う場合がある。

⑩駐車場開門前の場所取りは原則禁止とする。

⑪駐車場開門前場所取りを発見した場合は撤去するものとする。

⑫公園敷地内は、届出のある材料・資材以外の営業行為を禁止する。

　　⑬駐車場敷地内の占用的利用は禁止とする。所定の場所で積み降ろしを行い、指定され

た場所に駐車するものとする。

⑮設置物及び資材等については、終了後に速やかに撤去および清掃を行い、原状回復す

ること。

⑯上記の項目に従っていただけない場合は、今後枚方地区内での営業を禁止する。